

| | | | |
|-----|-----------------|------|--------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | 事業年度 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
|-----|-----------------|------|--------------------|

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

| 収益源泉の内訳 | 金額 |
|---------|-------------|
| 正会員会費 | 807,000円 |
| 賛助会員会費 | 20,000円 |
| 入会金 | 39,000円 |
| 寄附金 | 3,899,000円 |
| 授業料 | 13,725,000円 |
| 入館料 | 930,000円 |
| 施設使用料 | 310,000円 |
| 受検料 | 75,000円 |
| 模擬試験受験料 | 217,480円 |
| 受取補助金 | 323,000円 |
| その他 | 33,664円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 20,379,144円 |

(2) 借入金の明細

| 借入先 | 金額 |
|-----|----|
| なし | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 |

(3) その他

| |
|----|
| なし |
| |
| |

| | | | |
|-----|------------------|------|--------------------|
| 法人名 | 特定恵非営利活動法人 倉吉鴨水館 | 事業年度 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
|-----|------------------|------|--------------------|

3 寄附者に関する事項〔③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

| 氏名 | 寄附金額 | 受領年月日 |
|------|----------|-----------|
| 福光浩 | 200,000円 | 令和5年6月2日 |
| 藤井武親 | 200,000円 | 令和5年7月20日 |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| 合計 | 400,000円 | |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

| | | |
|-----|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | チェック欄 |
|-----|-----------------|-------|

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

レ

イ

| 区 分 | 項 目 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割 合 (②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割 合 (④÷①) |
|-------|--------------|-----|----------------------|--------------|---|--------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ㉑ | 令和5年4月1日～ | | | | | |
| | 令和6年3月31日 | 16人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |
| ㉒ | 令和5年4月1日～ | | | | | |
| | 令和5年5月27日 | 2人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |
| ㉓ | 令和5年5月27日～ | | | | | |
| | 令和6年3月31日 | 2人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |
| ㉔ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| 申 請 時 | | 人 | 人 | % | 人 | % |

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員員の状況」から転記してください

ロ

| 各社員の表決権が平等である | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申 請 時 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

| ハ | | | | | | |
|---|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | <input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ | はい <input type="radio"/> いいえ |

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

| 二 | | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。 | |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。 | |

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

| 法人名 | 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申 請 時 |
|--|----------------|------|-----|-----|---|---|-------|
| 役 員 数 | | 16 人 | 2 人 | 2 人 | 人 | 人 | 人 |
| (1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | | 0 人 | 0 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | | 0 人 | 0 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 役員 の 内 訳 | | | | | | | | | |
|----------|-----|------|-----|-------------|---|---|---|-----|-------------------|
| 氏 名 | 住 所 | 職名 | 続柄等 | 就 任 等 の 状 況 | | | | | 就任・退任 年月日 |
| | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | 申請時 | |
| 杉本美智子 | | 理事長 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 藤井武親 | | 副理事長 | | ○ | | | | | 就任 2022年5月21日 |
| 衣笠優子 | | 副理事長 | | | | ○ | | | 就任 2023年5月27日 |
| 福光浩 | | 副理事長 | | ○ | | | | | 就任 2020年5月30日 |
| 荒瀧美由紀 | | 副理事長 | | | ○ | | | | 退任 2023年5月27日 |
| 岡本康 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 岸田美明 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 名越和範 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 牧尚志 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 河田雅志 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2014年5月17日 |
| 河本望 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2014年5月17日 |
| 御船齋紀 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2018年5月26日 |
| 高橋義博 | | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2015年5月23日 |

| | | | | | | | | |
|--------------|----|--|---|--|---|---|--|-------------------|
| 大津理恵 | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2020年5月30日 |
| 宍戸千恵美 | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2014年5月17日 |
| 中島理美 | 理事 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 藤井一彦 | 理事 | | | | | ○ | | 就任 2023年5月27日 |
| ケーオファー 温子 | 理事 | | | | ○ | | | 退任 2023年5月27日 |
| 山田悌次 | 監事 | | ○ | | | | | 就任 2012年11月13日 |
| 益田和彦 | 監事 | | ○ | | | | | 就任 2020年5月30日 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員 の 状況」 第 3 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | | |
|---------|-----------------|-------|------|
| 伝票又は帳簿名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
| 仕訳日記帳 | 簿冊 | 随時 | 7年 |
| 総勘定元帳 | 簿冊 | 期末 | 10年 |
| 決算報告書 | 簿冊 | 期末 | 7年 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

| | | |
|---|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | チェック欄 |
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること | | レ |
| イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと | | |
| ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと | | |
| ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | | |
| ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること | | |

イ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|--|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

ロ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|---|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

| | | |
|--|---|---|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | チェック欄 |
| 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること | | レ |
| イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類 | | |
| 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 | | 同意 する <input checked="" type="radio"/> / しない <input type="radio"/> |
| イ | ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの | |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | |
| ニ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | |
| ホ | 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 | |
| ヘ | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し | |

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

| | |
|-----|-----------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 |
|-----|-----------------|

認定基準等チェック表 (第7表)

| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | チェック欄 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | レ | | | | | | | | | | | | |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | |
| ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 | | | | | | | | |
| 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | | | | |
| ㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。 | | | | | | | | | | | | | |

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

| | | |
|--|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | チェック欄 |
| 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | レ |

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 | 無 |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 無 |
| ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 無 |

| | | |
|---|----------------------------------|-----|
| 2 | 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | 非該当 |
|---|----------------------------------|-----|

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | 非該当 |
|---|---------------------------|-----|

| | | |
|------|--|-----|
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 | 非該当 |
| 添付書類 | 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要） | 無 |

| | | |
|---|---|-----|
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | 非該当 |
|---|---|-----|

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | 非該当 |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | 非該当 |

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第4号で定める書類(条例第4条第1項第5号～第6号に適合する旨を説明する書類))

| | | | |
|-----|-----------------|------|------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 倉吉鴨水館 | 事業年度 | 令和5年4月1日～6年3月31日 |
|-----|-----------------|------|------------------|

1 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---------------|--------|----------|-------------------------|---|---|
| 公開の手段 (媒体) | ホームページ | Facebook | 倉吉鴨水会員 向けニュース レター | | |
| 公開の時期 | 随時 | 随時 | 2023.5月発行 | | |

2 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

| | |
|-------------|---|
| 法令違反等の事実の有無 | 無 |
|-------------|---|

倉吉鴨水館 (おうすいかん)

...

2023年9月22日 · 🌐

2023.9.19 理事長 生徒激励 2nd

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、想定を超える連日の猛暑のなか、講師陣に「学習が足りん」とはっぱをかけられつつ、鴨水館生は自分と向き合いながら懸命に学習に取り組んでいます。

前期から後期へと向かうこの時期に、心も身体も疲れがたまってきた鴨水館生の様子を察知した杉本美智子理事長が、一人ひとりにプレゼントをもって本年度2回目の激励に来てくださいました。

これから模試ラッシュの3か月間、粘り強く取り組むことのできる心と身体のエネルギーを理事長からいただき、館生一同心から感謝しました。



この投稿を ¥3,500 で宣伝することで、1日最大3200人に追加でリーチできます。

投稿を宣伝

👍❤️ 11

倉吉鴨水館 (おうすいかん)

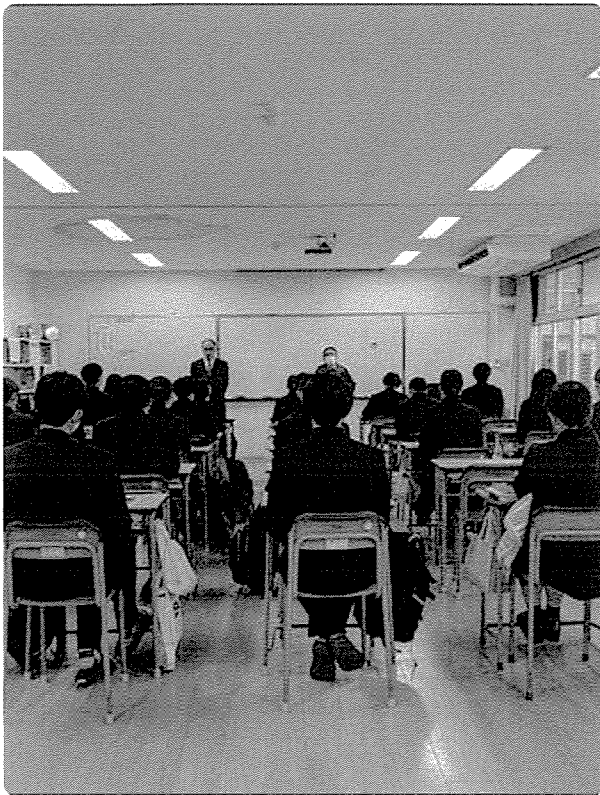
...

1月12日 · 🌐

2024.1.12 明日から大学入学共通テスト

倉吉鴨水館では、明日からの共通テストを控え、本日は授業を2時間で終了し、SHRを行った後、放課としました。写真はSHRの風景です。館生の背筋に緊張感が漂っているように思いました。館長、副館長の諸注意を聴き、明日からの試験に向けての気持ちを高めています。

本館で学んだ成果が発揮できますように、祈ってやみません。がんばれ、鴨水館生！



この投稿を ¥3,500 で宣伝することで、1日最大3200人に追加でリーチできます。

投稿を宣伝

👍 15

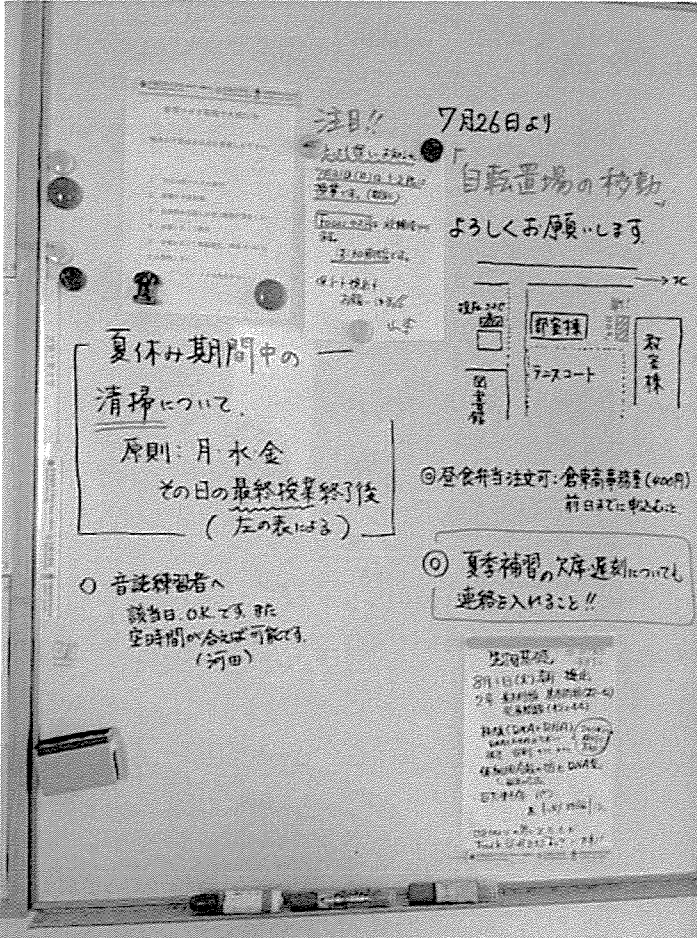
いいね！

コメントする

シェア

2023.7.31 夏休みの様子

今日は7月31日です。11期生の鴨水館での生活は、4か月が終わろうとしています。館生は7月19日から夏季休業に入っていますが、猛暑のなか、連日の課外授業と、各教科の課題提出、そして担当講師による添削等で、休み返上で学習に取り組んでいます。



●連絡ボード

HOME

倉吉鴨水館（おうすいかん）とは

設立趣旨

教育方針

会員登録・ご寄付

お問合せ



大学進学浪人生のための NPO

"あきらめない あなたの夢を応援します"

倉吉鴨水館は、主として鳥取県中部の高校卒業生の大学進学を支援するため、H25.4.1開館しました。H29.4.1に各種学校となりました。

【H28.7.29学校認可、H29.4.1開校】

〒682-0812 倉吉市下田中町801 鴨水会館内

Tel:0858-41-2030

e-mail:ousuikan@hotmail.co.jp

友だち追加

◆倉吉鴨水館の位置図
(クリックしますとGoogle・マップへ)



館の様子はこちらで(Facebook)

貸借対照表の公告

旧倉吉鴨水館HP

会員限定情報はこちら

SEARCH POSTS

2024.1.1 令和6年が粛々と始まりました

令和6年1月1日午前8時15分より、倉吉鴨水館理事長杉本美智子さんより年頭のあいさつと激励の言葉をいただきました。例年になく暖かい元日でしたが、定刻に鴨水館生揃って集合し、理事長の一言一言を噛みしめながら、聴き入りました。そして、約2週間後に迫った大学入学共通テストに向かう気持ちを高めることができました。

その後リスニング、国語マークテスト演習等スケジュールに沿って進め、午後からは自学自習と各自の学びを進めることができました。

今芽が出なくて焦る必要はありません、確実に根は育っています。自分を信じて、あと2週間、ラストパートです。

同日夕刻、石川県能登半島地震が発生しました。被災地で大変な思いをしている皆様、心からお見舞い申し上げます。特に、受験生の皆様が筆舌に尽くせぬ困難に打ち勝ち、栄冠をつかまれますよう、本館生と共に心からエールを送ります。

HOME

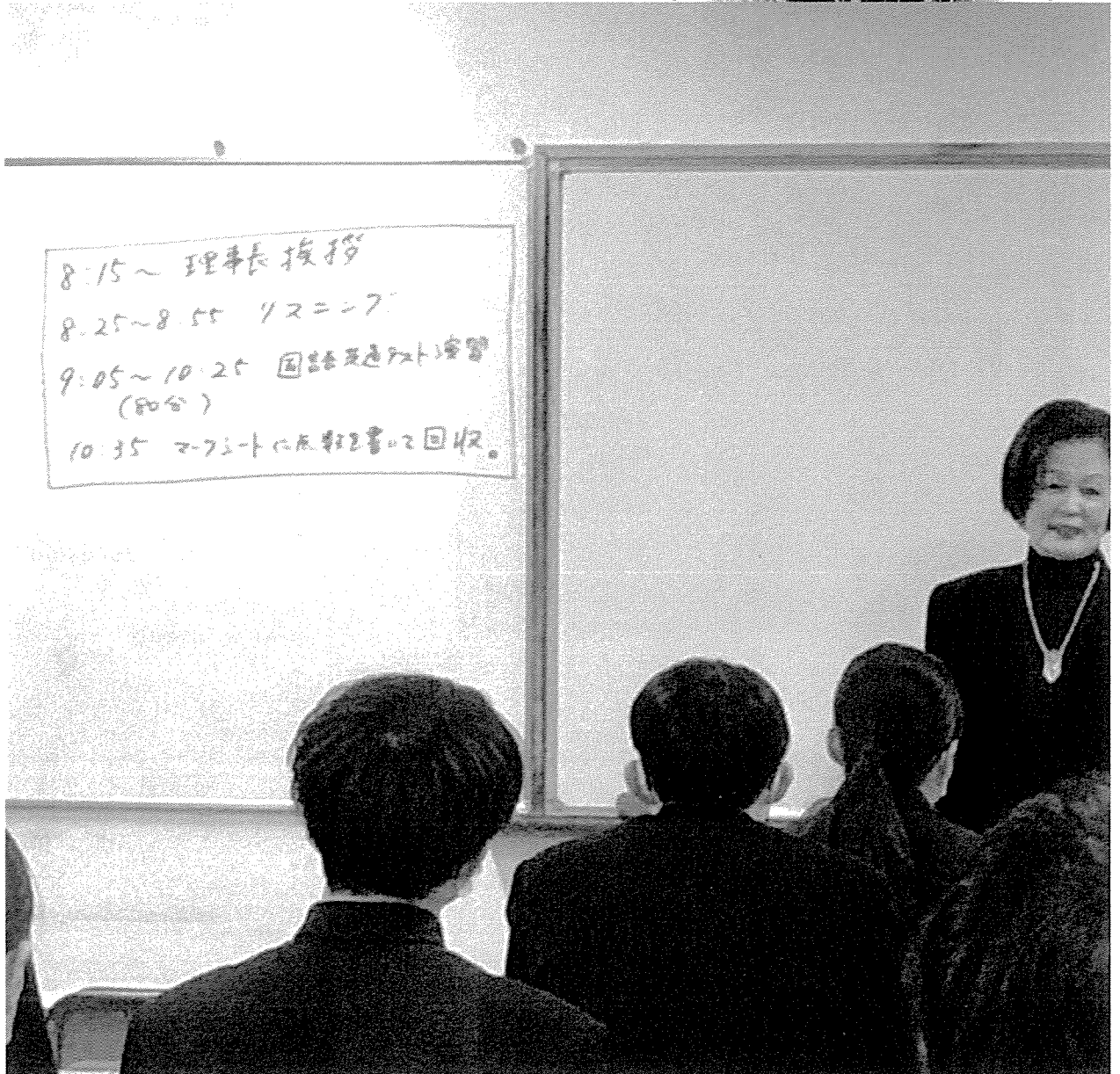
倉吉鴨水館 (おうすいかん) とは

設立趣旨

教育方針

会員登録・ご寄付

お問合せ



代表宣誓



令和5年度入館式

2023.4.2

令和5年度（第11期）入館生代表 定常和歌子

厳しい寒さに見舞われた冬も終え、暖かな春の訪れとともに、私たちは倉吉鴨水館に第十一期生として入館することができました。私の住んでいる琴浦町では、平年より早く桜が満開となり、私たちをお祝いしてくれているように思います。

先日、初めての大学受験を経験し、自分の無力さ、意志の弱さを痛感するとともに、改めて志望校合格という目標やその先の夢を叶えるため、この一年間自分自身と真剣に向き合うことを決意しています。倉吉鴨水館に入館したみんながそんな気持ちだと思います。

鴨水館で過ごす一年間で、自分はどれだけ成長できるのだろうか、大きな成長の先に、本当に志望校合格という結果が待っているのだろうかと不安になることもあります。しかし、不安になり辛い時や苦しい時は、周りの仲間たちと励まし合いながら壁を乗り越えていきたいです。

私は高校時代、陸上競技部に所属していました。陸上競技を通して多くの人と関わりをもつことができ、その人たちに支えていただく中で、周りの人や環境に感謝することのできる人間が勝負に勝つことができるということを教わりました。

杉本理事長をはじめ、地域の方々の力を合わせてこの鴨水館ができたと思っています。この鴨水館での一年は先生方や地域の皆様、保護者の皆様など、多くの方の支えがあることを忘れず、勉強に取り組んでいきます。そして、このような恵まれた環境で日々学ぶことができることに感謝し、志望校合格という目標を叶えるため頑張ります。また、琴浦町には私の好きなひまわりがたくさん咲く場所があり、ひまわりが咲いた時には、上を目指して咲いているひまわりを見て、初心を思い出し頑張っていきたいと思っています。

皆様、この一年間よろしく お願い致します。

入館生



職員紹介



会員の皆様には第3号のニュースレターをお送りします。皆様にも少しくも館の様子をお知らせしたいと一昨年からこのレターを始めました。併せて、今年度からは倉吉鴨水館のホームページを随時更新しておりますので、ご覧ください。

3月に記念すべき10期生を送り、今年度新たに11期生を迎えています。専攻科廃止にもなるとい、若者に夢を諦めさせたくないとの思いからこの鴨水館を開館し、皆様のご支援によって多くの若者が希望とともに次のステップに進んでいきました。卒業式の館生謝辞には、いつも皆様への感謝がつづられています。今年も毎日の教科学習や清掃活動、鴨水館看板への挨拶などを通して、生徒は単なる受験学力を超えて生きる力を高めています。

引き続き皆様の温かいご支援をどうぞよろしくお申し込み申し上げます。



倉吉鴨水館理事長
杉本美智子

いっしょに

「この一年をどう活かしていくかは私たち次第」 (卒館生謝辞)

令和4年度 (第10期)

卒館生代表 松田 智咲



少しづつ日が伸び、やわらかな春の日差しが感じられるこの良き日に、私たち倉吉鴨水館十期生は卒館式を迎えることとなりました。

思い起こせば一年前、浪人生活や将来に不安を抱きながらも、自分たちの選択に妥協したくないとの一心で倉吉鴨水館に入館しました。この一年間は長いようであつという間でしたが、とても充実した毎日をご過ごすことができました。私は朝七時までは登校し、夜の七時三十分頃まで鴨水館で勉強に励んでいました。朝早くから夜遅くまで勉強できる恵まれた場があることは、当たり前と思つてはいけなかつたことだと考えています。

杉本理事長はじめ、ここにおられる方々や地域のみなさんのおかげでこの鴨水館があるからです。本当に感謝しかありません。一月の下旬の大雪の日にも、ここ倉吉鴨水館は開館していません。私はその日の朝、近所に住んでおられる河田先生に雪かきのお手伝いしてもらい、八時三十分頃に学校に着きました。すると、井上くん、加藤くん、松原さん、尾形さんが登校していて驚きました。あの日、鳥取県で学校に来て勉強していたのは鴨水生だけではないかと皆で話し、そのことを誇らしく思いました。

一年間を通して、模試で良い結果が出て自分の成長を感じられた時もありましたが、時にはうまくいかなかったり、投げ出したくなるような時もありました。そんな時でも前を向いて頑張ろうと思えたのは、ここにいるかけがえのない仲間がいたからだと思えます。仲間とともに励まし合い、夢を語り合い、笑い合い、時には涙し、お互いを高め合っていくことができました。本当にありがとうございます。

誰でもどこかで一年を使います。浪人の一年、資格をとる一年、職業を変える一年。私たちはそれが今だっただけです。この一年をどう活かしていくかは私たち次第です。またどこかで会えることを楽しみにしています。すみれの花が枯れても、また花が開くように会えたらよいと思つています。

最後になりましたが、毎日弁当を作ってくれて、献身的にサポートしてくれた保護者の方々や、熱心に指導してくださり、質問や添削などでお世話になった先生方、心から感謝申し上げます。倉吉鴨水館の設立に携わり、私たちにこのような整った学習の場を与えてくださった地域の方々をはじめ、全国の支援者の皆様すべての方々へお礼申し上げます。

そして、倉吉鴨水館の益々のご発展を心より祈念して、卒館生代表の謝辞とさせていただきます。



令和4年度 (2022年度) ~1年間の歩み~

- 4月 3日 入館式
- 5月21日 NPO法人倉吉鴨水館総会
- 7月19日 夏期特別講習 (~8月21日)
- 12月21日 冬期特別講習 (~1月4日)
- 1月 1日 理事長元旦訓示
- 1月14日 大学入学共通テスト (~15日)
- 1月17日 2次課外授業 (~2月20日)
- 2月 私大入試
- 2月25日 国公立大前期試験 (~26日)
- 3月 4日 卒館式
- 3月 8日 国公立大中期試験
- 3月12日 国公立大後期試験
- 3月16日 卒館生全館清掃

5月27日 倉吉鴨水館定例総会報告

理事長、副理事長、理事、監事、正会員19名の出席と178名のはがきによる委任を得て、定例総会を開催しました。

前年度の決算、本年度の予算、事業計画、新役員の選任が原案通り承認されました。変更のあった役員は以下のとおりです。旧役員の皆様ご協力ありがとうございました。

副理事長(理事)新 衣笠優子 ← 旧 荒瀧美由紀
理 事 藤井一彦 ← ケーオファー温子

会員の皆様には引き続き、ご支援、ご協力をお願いいたします。

